

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和三年度 松阪市国民保護協議会 松阪市防災会議
2. 開催日時	令和4年3月16日(水) 午後1時30分～午後3時45分
3. 開催場所	産業振興センター
4. 出席者氏名	(会長) 竹上真人 (委員) 菅良一、鈴木明、藤山一夫、辻修一、上村告、前川善英 山路茂、永作友寛、鈴木政博(代理)、松本芳昭、山川良樹 中西俊樹(代理)、谷岡誠(代理)、篠田勝司、岡本宏也 田中俊幸、天白拓治、中尾敏治、森本臣紀、中村文彦 中山清治、森勝吾、三宅義則(代理)、浅井重久、濱口早弓 大東真弓(代理)、八田久子、落合泰子、井上泰之、久保敦子 山本清巳、田中善彦、北内知哉(代理)、川村和弘 (事務局) 北川高宏防災担当参事兼防災対策課長、小泉明弘防災担当 主幹、大西里香管理担当主幹兼管理係長、関岡厚紀防災係 主任、関岡正緒管理係員、中村卓人管理係員
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	記者2名
7. 担当	松阪市 防災対策課 北川・大西・中村 電話 0598-53-4313 FAX 0598-22-1055 e-mail bousai.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1 開会 会長(市長)挨拶

松阪市国民保護協議会

- (1) 説明: 松阪市国民保護計画一部追加について
- (2) 武力攻撃事態等への対応について

松阪市防災会議

- (1) 議事: 松阪市地域防災計画の修正について
- (2) 議事: 松阪市水防計画の修正について
- (3) 議事: 松阪市受援計画(案)について
- (4) 報告: 令和4年度「松阪防災の日」について
- (5) 報告: 松阪市津波避難施設整備事業について
- (6) 報告: 松阪市高潮ハザードマップについて
- (7) その他: 男女共同参画の推進について(女性委員登用のお願い)

議事録

別紙のとおり

■日 時：令和4年3月16日（水） 午後1時30分～3時45分

■場 所：産業振興センター

■出席者：別紙のとおり

（事務局）北川高宏防災担当参事兼防災対策課長、小泉明弘防災担当主幹兼防災係長、
大西里香管理担当主幹兼管理係長、関岡厚紀防災係主任、関岡正繕管理係員、
中村卓人管理係員

（アドバイザー）三重大学大学院工学研究科准教授

■傍聴者：報道関係者2名

■議事：以下のとおり

（事務局）

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、只今より令和3年度松阪市国民保護協議会および松阪市防災会議を開会させていただきます。皆様方におかれましては、お忙しいなか、ご出席いただき、ありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてソーシャルディスタンスを取り、換気を行いながら進めてまいります。マスクの着用、また、適宜、手指消毒にもご協力いただきますようお願いいたします。まず、開会に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

1 番上から

1 事項書

2 委員名簿・配席図

3 資料1 松阪市国民保護計画一部追加について、武力攻撃事態等への対応について

4 資料2 令和3年度松阪市地域防災計画の修正概要

5 資料3 令和3年度修正案 松阪市地域防災計画 新旧対照表

6 資料4 松阪市防災会議委員からの事前意見等

7 資料5 令和3年度松阪市水防計画の修正概要

8 資料6 令和3年度修正案 松阪市水防計画 新旧対照表

9 資料7 松阪市受援計画（案）について

「松阪市受援計画について」は概要と計画書がございます。

資料7が概要、資料7-1が計画書でございます。

10 資料8 令和4年度「松阪防災の日」について

11 資料9 松阪市津波避難施設整備事業について（報告）

12 資料10 松阪市高潮ハザードマップについて

以上でございます。資料は全てお揃いでしょうか。

<確認の時間>

不足の資料がございましたら、お申しつけください。なお、今年度に変更された委員の皆様につきま

して、本来であれば、委員お一人ずつに委嘱状を交付させていただくところではございますが、時間の制約上、あらかじめお手元に配布させていただきました。失礼とは存じますが、ご了承のほど、お願いいたします。それでは、お手元の事項書により進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、開会にあたりまして、松阪市国民保護協議会並びに松阪市防災会議の会長よりご挨拶申し上げます。

(会長)

皆様、改めましてこんにちは。本日は大変お忙しい中、松阪市国民保護協議会及び松阪市防災会議の開催にあたりまして、ご参加いただきましたことを高いところからではございますけれども、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

いよいよ年度末が近付いてまいりました。先週、3月11日東日本大震災から11年を迎えました。行けるときには、基本的には陸前高田市にずっと職員を応援で派遣しておりまして、毎年行っているのですが、残念ながら今年はコロナ禍のため県外の方はご遠慮くださいということでした。現地にはお邪魔できなかったのですが、その中で、新聞報道やテレビ報道関係では、昨年は10年目ということで取り上げていただきましたが、やはり少しずつ風化をしていっているというか、取り上げ方も小さくなりつつあると思います。ウクライナの問題もありましたので、報道としてはそちらのほうが大きかったのではないかと、そんなことを感じさせていただきました。わたしたちはやっぱり東日本大震災を忘れちゃいけないと、そのうえで、今の防災計画をきちんとやっていくというのが使命だと思っています。

はじめに国民保護協議会の改定等を審議していくわけですが、世界中がウクライナへの侵攻に対して激しい怒りや抗議の声をあげているのが現状だと思っております。ただ、我々ができることはそれほど多くはないです。これは国の話になるとは思いますけど、いかにして国民市民生命財産を守っていくかと、これは行政の基本でありますので、こうしたこともですね、この機会にきちんと私たちは認識して、そのうえで対応を考えていくと、そういうことかと思っております。

今日は限られた時間ですが、また、コロナ禍でこういうスクール形式というのですかね、一方方向での会議となりますけども、みなさまの熱心なご審議をいただいて進めていきたいと思っておりますので、ご協力のお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。本日はご参加誠にありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございます。議事に入ります前に、本日の会議は、国民保護協議会並びに防災会議それぞれ、委員総数40名に対し、代理出席を含めて35名のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

本日ご出席いただきました委員の皆様のご紹介につきましては、皆様から自己紹介をいただくのが本意ですが、時間の都合上、本日お配りしました「委員名簿及び配席図」によりまして、ご紹介にかえさせていただきますと存じます。ご了承ください。また、本日は本市の防災アドバイザーでもあります、三重大学大学院工学研究科の先生にもお越しいただいております。先生には、津波避難対策検討会の会長を務めていただくなど、本市の防災対策に多数のご助言等をいただいております。本会議でも審議に対する補足やご意見等を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、会議時間の短縮を図るよう、事務局からの資料説明については簡潔にさせていただきますのでご了承ください。また、飛沫拡散防止のため、発言される際は、マスク着用の上、着座にてお願いいたします。円

滑な議事進行について、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

松阪市国民保護協議会条例第4条第1項、松阪市防災会議条例第3条の規定により、議事の進行につきましては、それぞれ会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは議事の進行を務めさせていただきます。議事につきましては座らせていただいて進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。事項書2、松阪市国民保護計画一部追加について、事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、前のスライドをご確認ください。お手元の資料1も同じものですので、見やすいほうでご覧いただけたらと思います。

国民保護計画につきましては、国による法改正や、制度の見直し等に伴って国から都道府県及び市町村に対して必要に応じて国民保護計画を修正するよう指示がございます。しかし、今年度につきましては法改正がないことから時点修正といたしまして国政調査に伴う人口分布、市の組織の機構改革に伴う課名変更を行っております。また、本計画の付属資料といたしまして、市内の避難施設一覧に新たに国道166号の三渡地下横断歩道、松崎浦町松阪地下横断歩道、鎌田町、大黒田町地下横断歩道、大黒田町を追加いたします。

武力攻撃事態等が発生した場合の避難施設につきましては、国民保護法第148条の規定により、都道府県知事が国民保護施行令第35条で定める基準に基づいて指定をいたします。市では、法の指定基準に沿う施設を避難施設として選定し、これを県が避難施設として指定するという流れとなっております。

以上で、松阪市国民保護計画一部追加について説明を終わらせていただきます。

(会長)

事務局の説明が終わりました。質問のある方は挙手願います。よろしいですか。ご質問がないようなので、ここで質疑を終わらせていただきます。続きまして、事項3、武力攻撃事態等への対応について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

私の方から、武力攻撃事態等への対応ということで説明をさせていただきます。

まず、今年に入りまして北朝鮮のミサイルの発射が話題になりました。今日のニュースでも北朝鮮がミサイルを撃って失敗したというようなニュースがあったと思いますが、スライドにも資料にもお示しの通り、今年になって1月5日以降3月5日までの間、北朝鮮がミサイルを発射しています。

例えば、過去の事例を申し上げますと、北朝鮮のミサイルは、発射予告があった場合は防災対策課の方で情報収集にあたって待機していたこともあります。今回に関してはそうした情報もなく、情報を後から取得している状態でございます。

Jアラートで伝達される情報というのは国民保護に関する情報というのが、ミサイル、ゲリラ、テロとかそういう情報や、自然災害に関する情報、皆さんよくご存じなのが、緊急地震速報とか気象庁の方から発信される、自然災害に関する情報、こういうのがJアラートで伝達される情報となっております。どのように情報が流れるかという、例えば、ミサイル発射情報が内閣官房で情報を受信すれば、その

後消防庁のシステムに入り、衛星回線と地上回線を介して市町村、県に情報が届きます。そこから、防災行政無線などを通じて情報伝達をするというようなルート。それから、もう一つが、消防庁からのシステムで携帯電話会社などにもつながっており、ここから、エリアメールが発信されて、情報伝達されます。こういうルートで、まずJアラートの情報が伝達されます。

情報の基本的な流れといたしまして、弾道ミサイルの発射情報があれば、避難の呼びかけということで、日本に落下する可能性があるとか、通過するとか、資料に記載の内容でどのような情報が流れるかという区分けがされております。(資料)携帯電話がエリアメールを受信した画面にはなるんですけども、「2017年9月15日ミサイル発射、北朝鮮からミサイルが発射された模様です、建物の中や地下に避難してください。」エリアメールが発信されると、このようになります。

三重県でJアラートの情報が流されると、この表にお示しの通りで、たとえば、一番左で、飛来する可能性がある地域、中部、近畿、中国ということで、当該地域それから関連地域に影響があるとなった場合は三重県に国民保護とか緊急エリアメールが発信されるということになっております。

せっかくの機会ですので、実際に音を聞いていただこうと思います。(サイレン音) Jアラートが受信された場合、自動起動で防災無線などからこのようなサイレン音が流れますので、もしこういうサイレン音が鳴った場合はちゃんと避難行動をとっていただきたいと思います。

最後の資料ですが、内閣官房国民保護ポータルサイトのホームページに、例えば弾道ミサイル落下時の行動についてというような資料が掲載されていまして、改めてご確認のほどよろしく願いいたします。以上で説明を終わります。ありがとうございました。

(会長)

事項書3の武力攻撃事態等への対処について、ご質問がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。それではご質問がないようなので、この事項を終わらせていただきます。続きまして、松阪市防災会議に移りますが、会場準備がございましたので5分間の休憩をとらせていただきたいと思います。しばらくお待ちください。

(休憩)

(会長)

お待たせいたしました。それでは改めまして、ただいまより松阪市防災会議を開催させていただきます。事項書1、松阪市地域防災計画の修正について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

松阪市地域防災計画の修正について、資料2～3に沿ってご説明させていただきます。

まずは、資料の説明をさせていただきます。

資料2は、地域防災計画の修正概要とさせていただきます。

資料3は、事前に防災会議委員の皆様や庁内委員より提出がありました修正箇所を新旧対照という形であげております。

資料4は、委員の皆様からの事前意見等に対し、市の考え方・方針等を示したものでございます。

委員の皆様には会議時間短縮のため事前に資料2、資料3を配布させていただきます。

それでは、修正概要に沿って主なところのみ、説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。

2ページをお願いします。

「第2章：テーマ1，2（発災前にするべきこと）」

(1)「災害時要配慮者支援体制の整備」について、これまで、避難行動要支援者の対象範囲としていた「難病患者で特定医療（指定難病）受給者証の交付を受けた方」については、市での対象者の情報把握が困難であることから要件から外し、「自ら避難行動要支援者であることを申し出た方」に難病患者を追加します。なお、「難病患者で特定医療（指定難病）受給者証の交付を受けた方」については、松阪保健所にて避難行動要支援者への登録について案内をさせていただいており、指定難病医療受給者証の交付を受けた方で災害時に避難に支援が必要な方については、松阪保健所から避難行動要支援者名簿への登録を勧めて頂きます。

続きまして、(2)「避難支援体制の取り組み」ですが、避難行動要支援者名簿の作成は全国で約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保が課題となっています。避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、令和3年5月の災害対策基本法の改正で個別避難計画の作成が市町の努力義務化されたことを受け、修正しております。

(3)福祉避難所の指定・運営体制の整備について、令和2年12月公表の「令和元年台風第19号を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」において、障がいのある人等については、一般の避難所で過ごすことが困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ直接避難したいとの声や、福祉避難所を指定避難所として指定することを望まない理由として、指定すると受入を想定していない被災者が避難してくるとの懸念がある等が示され、福祉避難所についてあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されました。本市としても、内閣府発行のガイドラインを参考に、福祉避難所の確保・運営に努めるとともに、指定福祉避難所と指定していくと修正しております。

続きまして、福祉避難所の協定についてです。これまで介護事業所様のご協力のもと福祉避難所の協定締結を進めておりますが、昨年度の委員の皆様からの事前意見に「福祉避難所の数はまだまだ足りていません」と頂戴しており、市として障がい者支援施設に対し協定締結に向けての取り組みを行い、令和4年1月に11法人24の障がい者支援施設と「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定」を締結いたしました。また、1介護事業所にも協定締結いただき、福祉避難所としてご協力いただく事業所数を、39法人78事業所に修正いたします。

続きまして、福祉避難所の開設について、協定によりご協力いただく各施設で迅速な福祉避難所の開設ができるよう「松阪市福祉避難所開設・運営マニュアル」を令和3年10月に策定し、配布を行っております。より実効性のあるマニュアルにしていくため、今後は、各施設と運営体制の整備や訓練等の事前準備について連携強化を図っていきます。

続きまして、修正概要の3ページをご覧ください。大規模災害時の福祉避難所の運営の中で課題でありました福祉避難所への円滑な移送の確立ですが、本市では平成24年7月に松阪市介護サービス事業

者等連絡協議会様と災害時における福祉避難所としての受入の協力、および避難所内での要配慮者の支援のほか、地域防災への支援と協力について定めた「災害における協力に関する基本協定」を締結しております。その後、基本協定を基に平成 30 年度より、同協議会に加盟している事業所と個々に福祉避難所としての協定締結を進めております。一方、大規模災害時には、避難所において、多くの要配慮者への支援が必要となることが想定されており、福祉避難所への円滑な移送方法が課題となっております。

また、大規模災害時は要配慮者のみならず、介護事業者等も被災し、要配慮者への支援体制が脆弱化することが想定されるため、事業所相互の人材の支援体制を考えていく必要があります。

こういった背景の中、「災害時における福祉避難所の開設及び人材派遣等に関する協定」を締結いただき、市内で開設した福祉避難所において人材不足が生じた場合の人材派遣、家族等による福祉避難所への移送が困難な場合の移送の要請に可能な範囲で対応をいただくこととなり、地域防災計画へ追加いたしました。

続きまして、(4) 被災宅地危険度判定体制の整備でございますが被災宅地危険度判定については、これまで「防災まちづくりの推進」の具体的な取り組みの「5. 宅地等の安全対策の促進」項目の中にごございましたが、擁壁や法面等を含む宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止するため防災対策として必要であり、新たに「被災宅地危険度判定体制の整備」の項目を追加いたしました。

続きまして、第 2 章、テーマ 3（災害の発災後にすべきこと）行政機関に対する応援要請 対応フローの修正でございます。大規模災害発生時は、公共施設の被災や、職員の負傷等により被災自治体の災害対応能力が著しく低下することが懸念される。本市では同時に被災しない県外にある自治体との協定は、非常に有効なものと考え、令和 3 年度に埼玉県草加市（令和 3 年 7 月 9 日）、大阪府富田林市（令和 3 年 8 月 13 日）、滋賀県東近江市（令和 3 年 8 月 19 日）、大阪府大東市（令和 3 年 9 月 13 日）千葉県野田市（令和 3 年 9 月 21 日）、千葉県八千代市（令和 4 年 2 月 17 日）と自治体間における相互応援協定を締結したことから追加をしております。

以上で資料 2 の地域防災計画の修正概要の説明を終わります。

続きまして、資料 4 をお願いします。こちらは、委員の皆様から事前に頂いた意見で、全部で 3 点ございます。1 ページをご覧ください。

1 点目は、マンホールトイレの増設についてのご意見です。マンホールトイレの設置については計画的に整備を行っております。今後の予定といたしましては、下水道供用の開始に伴い計画的に行っていきます。また、マンホールトイレの設置数については避難所の収容人数に合わせ設置を行っております。

2 点目は、協定するホテル・施設を増やし福祉避難所としての利用についてのご意見です。災害時のホテル等の宿泊施設の利用は、令和 2 年 2 月に三重県と三重県旅館ホテル生活衛生協同組合が「災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定」を締結しています。この協定は、大規模災害時に自宅や滞在場所を失った高齢者や障がい者、乳幼児とその母親、外国人などに組合から宿泊施設を提供してもらうもので、被災した市町から県に要請し、県が組合へ宿泊施設の提供を要請、組合が宿泊施設を確保するものです。なお、受入先は、一般の宿泊施設であり、専門のスタッフ等が常駐していないことから、専門的な介護が必要な高齢者や障がい者は受入対象者にはなりません。

せんが、個室が必要な要配慮者の方が利用できるよう本市では、大規模災害発生時はこの協定に基づき、三重県へ要請し宿泊施設の確保を行います。

3点目でございますが、「災害時要配慮者支援体制の整備」の具体的な取り組み「避難行動要支援者名簿の作成・管理について」のご意見です。

市では、災害時の逃げ遅れを防止するため、避難支援が必要な避難行動要支援者の名簿を作成しています。名簿に掲載された避難行動要支援者のうち、外部提供について同意ができた方については、平時から住民自治協議会や自治会等へ名簿情報を提供することにより、災害発生時に円滑に避難支援や安否確認等を行っていただくことが可能になります。

令和3年度では、名簿情報の提供を希望する住民自治協議会へ同意が取れた方の名簿を提供し、地域での名簿活用の参考にしていただくため「避難行動要支援者名簿活用の手引き」を一緒に配布しています。手引きでは避難行動要支援者の要件として妊産婦や乳幼児、子ども、外国人等の考え方も記載しております。

名簿の更新は毎年行います。初回更新年度となる令和3年度より毎年1月1日に対象者を再抽出し、新たに該当要件となった方に加え、昨年度発送したが同意・非同意の確認が取れていない対象者に対して同意確認書の発送を行っていきます。同意確認書の発送については、対象者自身やその家族、支援する団体の方々にも意識していただくため、広報まつさか、市ホームページ等にて周知しております。発送については、広報まつさか2月号に掲載し、令和4年1月1日に再抽出を行い、2月4日に対象者に対し同意確認書を発送しました。

また、個別避難計画の作成については地域防災計画の修正概要でも説明いたしましたが、避難行動要支援者の避難の実効性の確保が課題となっている中、円滑かつ迅速な避難を図る観点から、令和3年5月の災害対策基本法の改正で個別避難計画の作成が市町の努力義務化されました。

市では、ハザードエリア内に該当する避難行動要支援者を抽出し、特に個別避難計画作成の必要性が高い方に対し住民自治協議会・自治会等と連携し進めていく方針でございます。より実効性のある個別避難計画の作成に向けて福祉部局とも連携してまいります。

以上、簡単な説明ではございますが、事項1「松阪市地域防災計画等の修正について」の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

(会長)

それでは、ここで先生の方から事務局の説明に対して、何かコメントや補足等ありましたらお願いします。

(アドバイザー)

みなさんこんにちは。地域防災計画の改定ということで何点かコメントさせていただきます。

今回の改正の主な重点は災害時要配慮者対応ということになるかと思えます。ポイントはですね、避難支援体制を整備する。これは、災対法が改正され、市町に対して努力義務という風に格があがりました。今までは努力目標でしたが、努力義務にあがりまして、国が現在の災害対策で一番弱いところが要配慮者対策だということで、コロナ禍ということもありますが、ちゃんとこれをやろうということで法が改正された。

ちなみに、全国の調査が行われておりまして、個別支援計画、先ほどご報告があったように、名簿はほぼ100%全国できていますが、その名簿に載っている方の支援計画、達成率の調査がありまして、三重県はほぼ最下位、4割ぐらいですかね。お隣の岐阜県は8割超です。県としてもこれは非常に大きな問題だということで、支援計画をたてていくと。ただ、私の意見は80%超というのはちょっと誇張だろうと思っております。名簿配ってあとはよろしくと自治会に言ったところで、出来たことになっているといったことも含まれているのではないかと考えておりますが、これを実効性のあるものにしていくべきだと考えております。

今回の改正は努力義務が課せられたとうことで文言として入っていると。今後、市が中心となってこの個別支援計画、先ほどありましたように、必要性の高い人、必要性の高い場所から順に取り組んでいくとございましたので、適切な対応かなと思います。ちなみに、三重県で一番進んでいる、率が高いというのではなく、実効性の高いやり方でやっているのが御浜町さんです。御浜町はですね、県内ではいくつかあるんですが、地区担当職員という風に、各地区に部署関係なく、百数十人職員がいるんですけど、全員が割り付けられておりまして、個別支援計画立案にあたるということになっております。要は役所をあげてやっているということです。大きくなりますと、大体、担当部局がやるということになっておりますが、とてもじゃないけどできないということで、そういう取組をやられているところがあるということで、ご参考にしてください。

それから2点目は、福祉避難所ですが、正直言って現状の施設だけではとても、南海トラフ巨大地震を想定しますと足りません。これはどこも足りないです。松阪市だけでの問題ではなくて。ですからこの福祉避難所をできるだけたくさん確保するための努力というのが継続的に続けるべきだというのが、これが方針として示されているのは大変結構であるなと思います。

もう一つはですね、実は、これは箱の問題ではなく人の問題であるという側面もございまして、箱がたとえ確保できたとしても、そこをケアする人が集まらなければどうしようもないということもありますので、こちらのほうも市独自に努力されていますが、全国としてもDMATの整備が進んできております。三重県でも一昨年、県を中心とした、事務局は県社協ですけども、高齢者や災害時要配慮者の福祉支援ネットワーク協議会というのを作りまして、私が座長をしています。そちらでDMATを構成して今三重県で100名くらいDMAT隊員が実際におります。この人たちの訓練がコロナ禍でなかなかできていないんですが、この人数を増やして、三重県DMATが外へ行く、あるいは、県内で助けられるという規模であれば、それでいいのですが、全国DMATと似たようなものですけども、そういうもので人を確保している市町が円滑に運用できるように考えておりますので、これも松阪市の今後そういうDMATを活用することも検討いただければなと思います。以上で地域防災計画に関してコメントさせていただきました。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明で、先生のコメントも踏まえ、ご審議いただきたいと思います。多様な角度から皆様のご意見をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。それでは質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。

(委員)

福祉避難所をホテルなどと締結ということで、県の方で締結してもらっているということですが、去年の8月に伊勢新聞に伊勢市と運営会社が協定を結んでトレーラーハウスを旅館として運営しているということが出ていました。

これはつまり、伊勢市と、県だけではなくて伊勢市とそういう会社と提携しているってということだと

思います。もちろん、県のことは大事ですけども、県だけに頼っているのではなくて松阪市自身もそういうところを増やしていく努力をしていただきたいなと思っています。県の方に頼っているばかりでなく、松阪市の中で少しでもそういうところを増やしてもらいたいなと思います。

それから、支援する人の人材が足りないという話ですが、大人の人も家族が支援するのは大変っていうこともあります。でももし、こういう避難するときに本人だけが避難するっていうのではなくて、もし家族も一緒に支援するために、家族も避難させてくれるなど柔軟な対応をしてもらったらそこだけでも、その時だけでも、だいぶ違ってくるのかなと思います。

それから、名簿のことですけども、すごく努力してもらっているのはわかりますが、まだまだ私、周りの人に、障がい者の親ですけども、「要支援者名簿のこと知っている？」と聞いても知らない人がほとんどでした。私が伝えて名簿に名前がちゃんと載っているのを確認した人もいますし、載っていなかったからといって連絡がたって、新たに名簿に追加された人も少しはいると思います。私が知っている限りではそのくらい様子なので、このことを何も知らない人もたくさんいて、広報でお知らせしているとはいうものの、広報を毎回必ず見ているっていうわけじゃないので、もし広報にのせるのであれば、毎月掲載してお知らせするというような、それぐらいのつもりでやっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(会長)

それでは事務局の方から回答をお願いします。

(事務局)

3点ご質問を頂戴いたしました。まず、福祉避難所の確保ということで、先ほどこちらから説明させていただいたのは、三重県の協定を活用して福祉避難所を確保していくというような説明をさせていただきました。そうではなく、やはり個別の自治体と、トレーラーハウスをホテルとして活用しているところと協定して増やしていけばどうかというご意見でございました。直接災害協定を結んでみえる自治体のところもございます。仮に住んでいただく場所の確保という点におきましては、たとえば、木材の協会や、仮設住宅を扱っている協会との協定が三重県などを通じてご依頼をさせていただくことが可能となっております。そういった個々の協定も範疇にいれながら調査・研究をしてみたいとおもいます。しかし、有事の際には、やはり県も含めた幅広い協定を活用しながら仮設の避難所の確保に努めてまいりたいと思います。

つづいて2番目、人的な支援のことについて。福祉避難所として指定した場合に、家族とともに避難所に避難をしていくといったことも制度として制定されたという経緯もございます。また、移送するサービスも協定を順次結んでいるところでございます。また、避難行動要支援者名簿で同意されている方は、日頃から見守りであるとか防災訓練時に隣近所で助け合って、有事の際には避難をするというような声かけなども出てまいりますので、そういった制度を活用しながら家族が安心して避難ができるような体制の整備をすすめてまいりたいと考えております。

最後の3番目、もっと周知をなさいたいというような強いご要望をいただきましたが、当然、広報であるとかホームページであるとかそういったもので積極的に周知をさせていただきます。また、民生委員の方にも、こういった制度があるということを紹介させていただいておりますし、地域の代表者である、住民自治協議会の会長様であるとか、自治会長様にも、機会があるごとにご説明をさせていただいておりますので、今後も引き続き積極的な広報をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

(委員)

いろいろ努力していただいているのはわかります。しかし、あげ足をとるようですが、民生委員さんは、高齢者のことはよくしてくれますけど、障がい者のことはあまりよくしていない。はっきりいって私のところには民生委員さん一人も来ていません。そういうこともあると思います。民生委員さんをお願いしているから障がい者のことを把握していると思ってもらったら大間違いだと思います。もう少し、そういうあたりのところも、防災対策課にそのようなことをお願いするのは違うかもしれませんが、会長さんお願いします。ちゃんと障がい者のこともよろしくお願いします。障がい者だけじゃないんですけども、漏れる人が無いようにしていただきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。何かありますか。はいどうぞ。

(事務局)

貴重な意見ありがとうございます。先ほど少し触れられました庁内での組織の連携という部分も我々としても参考にさせていただきながら安心していただけるような連携に努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(会長)

ほかにございませんか。よろしいですか。それでは、ないようでございますので、質疑は終了させていただいてお諮りをいたします。松阪市地域防災計画等の修正については承認することで異議ございませんか。はい、異議なしということで、原案の通り承認し決定ということでございます。つづきまして、事項書の2、松阪市水防計画の修正について説明をお願いします。

(事務局)

私のほうからは、松阪市水防計画の修正について資料5、資料6、資料6-1に沿ってご説明させていただきます。

まずは、資料の説明をさせていただきます。

資料5は、松阪市水防計画の修正概要とさせていただきます。

次の資料6は「令和3年度修正案 松阪市水防計画 新旧対照表」でございます。これにつきましては、事前に防災会議委員の皆様や庁内委員、各関係機関よりご提出いただきました修正箇所について新旧対照表という形で示しております。資料6-1につきましては新旧対照表の別添資料となっております。これらの資料につきましては、地域防災計画と同様に、委員の皆様にご覧いただき先日もって配布をさせていただきます。

それでは、資料5、及び資料6に基づき説明をさせていただきます。

まず資料5 「令和3年度松阪市水防計画」の修正概要をご覧ください。

【1】 修正の概要でございますが、

この水防計画につきましては、松阪市域における水防事務の調整、またその円滑な実施のために必要な事項を規定しているものでございます。

これまで、松阪市水防計画は地域防災計画の一部となっておりますが、平成 29 年度に単独計画となり令和 2 年度まで防災対策課で運用しておりました。

しかしながら昨今の水災害の頻発化を受け、昨年度に水防法 33 条にもとづき見直しをかけ、前回の防災会議でお諮りし決定をいただいたことから、本年度より水防計画についての所管を防災対策課から建設保全課に変更して運用いたしております。

次に、【2】 修正等の主な項目・内容についてご説明させていただきます。

資料-6 の「令和 3 年度修正案松阪市水防計画新旧対照表」をご覧ください。

まず、No. 1 の第 1 章ページ番号 3 頁の (14) 避難判断水位、(15) 氾濫危険水位についてでございますが、こちらは昨年 5 月 20 日に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、これまでの「避難準備・高齢者等避難開始」を、「高齢者等避難」に、「避難勧告等」を「避難指示」に修正いたします。(なお資料の新的 (14) 避難判断水位の下線部分高齢者避難の後に「開始」という文字が入っておりますが本来は不要ですので削除していただきますようお願い申し上げます)

次に No. 2 の第 3 章ページ番号 10 ページから 16 ページ 3. 1. 2 の重要水防箇所です。こちらにおきましては、国土交通省管理区間河川について変更がございましたので修正するものでございます。

修正後の内容につきましては、別添資料 6-1 で別紙 1 として添付させていただいております。

次に No. 3 の第 4 章ページ番号 25 ページ 26 ページの 4. 1 気象庁が行う予報及び警報でございます。こちらにつきましては、毎年気象庁より公表されます、本市における警報、注意報、特別警報の発表基準にもとづき修正するものでございます。

次に新旧対照表 2 ページから 3 ページをご覧ください。

No. 4 の第 4 章ページ番号 28 ページの 4. 2 洪水予報河川における洪水情報です。

洪水予報については、流域面積が大きい河川で、洪水予測が可能な河川について、三重河川国道事務所と津地方気象台が共同し、雨量予測を与えた水位予測を行い、未来時間に到達する水位の予測を発表するものです。

本市においては雲出川、櫛田川が該当し、その発表基準、区域、基準観測所について新たに追加するものでございます。

新旧対照表 3 ページから 4 ページをご覧ください。

4. 3 水位周知河川における水位到達情報ですが、こちらは、流域面積がそれほど大きくなく、予測が合わない河川において、時間経過とともに到達水位を三重河川国道事務所が単独で発表するものです。

市内では中村川が該当しており、その発表基準、区域、基準観測所について新たに追加するものです。

次に No. 5 につきましては、さきほどの追加によるみだし番号の修正でございます。

次に、新旧対照表 4 ページ～6 ページをご覧ください。

No. 6 第 4 章ページ番号 28 ページから 30 ページの 4. 5 水防警報についてです。

津波発生時などにおける水防活動については、従事者の安全確保が図られるよう定められているところですが、その上で、水防警報を発表する際においても、津波到達時間が短すぎる場合などを想定した発表の仕方について追記し修正するものです。

また、その下の国土交通大臣の発する水防警報、それから次のページ新旧対照表 5 ページにあります知事の発する水防警報につきましては、これまでの内容を国土交通大臣の発するものと知事が発するものとに分けたうえで、その水防警報の種類・内容、発表基準について修正するものでございます。

次に、新旧対照表 6 ページをお願いします。

No.7 につきましては、最初に申し上げました、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う修正及び文字の修正でございます。

次に No.8 第 6 章ページ番号 40 ページの川の防災情報ですが、こちらは、国土交通省のホームページ川の防災情報への URL が統一されたことによる修正でございます。

続いて、最後になります新旧対照表 6 ページから 7 ページをご覧ください。No.9 第 6 章ページ番号 42 ページの 6.18 水防倉庫及び資器材です。

こちらは、建設保全課で管理しております水防倉庫 18 ヶ所について、毎年、備蓄資器材の点検を実施しております。その点検による実数を踏まえて修正させていただくものでございます。

また、表の中の 7 番の幸生倉庫につきましては、倉庫を新築したため倉庫面積の修正となっております。

以上、事項 2 松阪市水防計画の修正についての説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

(会長)

それではですね、松阪市水防計画の修正について、ご意見ございましたら挙手をお願いします。

よろしいですか。では、ご意見が無いようですので、質疑を終了しましてお諮りをいたします。

松阪市水防計画は原案の通り承認することに意義ございませんか。異議なしということですので原案のとおり承認し決定とさせていただきます。つづきまして、事項 3 松阪市受援計画案について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、松阪市受援計画案についてご説明申し上げます。お手元の資料 7 松阪市受援計画修正概要をご覧ください。まず 1 ページにおいて第 1 節の策定趣旨としまして、松阪市受援計画は南海トラフ地震などの大規模な災害が想定されるなか、公の必要とする業務や受け入れ体制などをあらかじめ具体的に定めることにより、災害時に市として応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用して早期復旧を図ることを目的に計画を策定するものです。

この受援計画案については三重県広域受援計画との連携を図りながら作成を進めてまいりました。県内市町も計画を策定しつつあることから、松阪市でも受援計画を策定するものです。第 2 節の、本計画の位置づけにつきましては、松阪市地域防災計画に基づき応援要請や救援物資の受け入れを具体化するとともに地域防災計画に位置付けられている業務継続計画に定められている非常時優先業務の実施に必要な人的物資について災害時の外部からの応援受入について具体的に定めているものでございます。

第 3 節には計画の適用と終了についてということで、計画の適用要件は松阪市業務継続計画との整合性を図り災害対策本部長市長の判断によるもので実施期間は発災後 1 ヶ月を基本としています。計画の終了は応援の必要がなくなると認められる場合に本部長市長が決定いたします。

第 3 節以降には、本市の受援体制の基本的な考えとして、非常時優先業務の内、人的資源が不足する業務、膨大な業務や専門的な業務に早期に応援職員を受け入れ効果的・効率的に配置し松阪市業務継続計画に基づく体制を担保するものとし、支援の範囲、対象業務、応援要請の法的根拠、感染症への対応を記述しています。

次に、第2章自治体応援職員の受け入れに関する計画については概要の2ページで、第1節の計画に基づく活動期間を三重県広域受援計画が対象とする期間で短期派遣職員のピークが1ヵ月から2ヵ月程度、中長期派遣職員は災害規模により通年になると記載しております。第2節以降には活動の概要として総務が受援調整本部を立ち上げ、受入活動の流れや各関係機関の主な役割の整理を行い初動時の人的ニーズの把握、職員配置などの受け入れ調整、災害時の相互応援協定先などの自治体応援職員などの活動支援を行うこととしています。

次に、第3章支援物資の受け入れに関する計画概要の3ページ、本計画21ページから50ページにつきましては第1節の計画に基づく活動期間は三重県広域受援計画物資調達に関する計画が対象とする期間国のプッシュ型支援、県による流通備蓄などを基本としております。

第2節は活動の概要として、国のプッシュ型支援などを受け入れる物資拠点にクラギ文化ホール、嬉野ふるさと会館として受入活動の流れなどを説明しています。

第3節以降では、松阪市をはじめとする関係機関の役割や初動対応、支援物資の受け入れ、仕分けについて記載をしております。4ページにおきましては、物資拠点から避難所への物資輸送についてクラギ文化ホールなどの物資拠点における物資の配置計画や国のプッシュ支援が届くまでの3日間の対応や支援物資ニーズに基づく対応として避難所等における支援物資のニーズの把握や、優先的に取り組む課題を解決するための物資を特定する旨を記載しております。

次に5ページです。第4章ボランティアの受け入れに関する計画、本計画51ページから62ページでは第1節に活動期間、第2節に活動概要としてボランティアの受け入れに関する関係機関の役割を明示しております。

第3節初動として松阪市災害ボランティアセンターの立ち上げについて、第4節以降には受入調整、ボランティアセンターサテライトとの運営等、第5節として、支援活動及び調整としてボランティアセンターと関係機関の情報共有、連携調整等を記載しております。

最後に6ページをお願いいたします。その他、受援に関する事項、本計画63ページから73ページです。自衛隊、緊急消防援助隊、警察、医療機関、災害時応援協定締結団体等への応援要請の方法や受け入れ体制等の確保について記載をしているものでございます。以上で、松阪市受援計画案の説明を終わらせていただきます。

(会長)

それでは、先生の方から、ただいまの事務局の説明に対しコメント、補足等をお願いします。

(アドバイザー)

はい。受援計画については昨年この場でもこれをやらなければならないという方針をお認めいただいたように記憶しております。それが正案になってでてきたということです。これは昨年も申し上げましたが、背景は今までの、いわゆる東日本大震災より前の時代の防災計画というのは、基本的に相互支援、水平支援というのが巨大災害時に必要だけど基本的にはプル型でいくと、助けてと言ったところを助けるというふうにやってきたわけです。それが11年前の東日本大震災ではまるで機能しなくて、助けてと言えないくらい被災しているところがたくさんあって、そういうところはプッシュでいこうという風にモードが変わりました。これを熊本地震等でやってみたわけです。そしたら、熊本はその準備ができていなかったのがプッシュが押されてもどうしようもないわけですね。要は、受け入れ体制がないので人・物がどこにいったらいいかわからない、どんな仕事ができる人がどれくらいきたかもわからない。物も、どれくらいの物をどこへ置いたらいいかも決まっていない。押す側だけ決めてもだめ

で、受け手側が適切に受けなければいけないと。ですからそのための計画という位置づけであると理解いただければいいかなと思います。

実は、松阪市は、この計画に先立ちまして数年前に嬉野で受援のテストを、訓練をやってもらっています。私も現場で見ましたが、結構オロオロしていました。しかも、市の職員だけでやったものですからすごく大変で、現実この計画を市の職員だけではなかなかできなくて、今後は訓練等ちゃんと通じてどの部分を外へ出して、まあ県もそうですよね。ロジなんかもアウトソースしたほうがいい、まあ被災直後はできないのですけども、どんどん支援がくるタイミングでちゃんとやっていくという検証を、きょうは計画の案ですので、これでスタートして、訓練等を重ねて、よりよい計画にブラッシュアップしていくことが今後とても大切なのだろうという風に考えています。

それから最後に、ボランティアのことをちゃんと書いていただいていると思うのですが、ボランティアもですね、これも結局ボランティアの数は限られていますから、松阪市だけが被災地であれば全国からたくさんのボランティアさんが来てくれるのですが、巨大災害になりますと東北でもありましたように、ボラセンがちゃんと機能しているところと、そうでないところの差がすごくでできます。このあたり、県のオペレーションでちゃんとやるということもあるのですが、現場の能力をあげておくことも大切で、是非この受援計画に基づいて事務局や社協が中心となってボラセンのオペレーションの訓練も積み重ねていただければ、この受援計画もよりよいものとなるかなと思います。

ちなみに、県内で一番ボラセンのオペレーションの充実しているのは鈴鹿市という風に思っています。鈴鹿市は10年前からボラセンの訓練は毎年しっかりやられておりまして、ぜひ参考までに見学あるいはヒアリング等されるといいかもしれません。以上です。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明、先生のコメント等を踏まえまして、ご審議いただきたいと思います。松阪市受援計画について質問、ご意見があります方は挙手をお願いします。はいどうぞ。

(委員)

3ページの第2節物資拠点がクラギ文化ホールと嬉野ふるさと会館ってなっていますけども、なんか理由があるのでしょうか。飯南・飯高の方の物資拠点は無いのでしょうか。

(事務局)

飯南飯高の方の物資拠点はどうなっているのかというご質問を頂戴いたしました。まずクラギ文化ホールと嬉野ふるさと会館は国からのプッシュ支援をまずそこで受けるという風な位置づけになっております。まずそこから、受援計画書の中の、本編の中の18ページに地図がありまして、緊急輸送ルート図という表現にはなっているんですけども、クラギ文化ホール、嬉野ふるさと会館から飯南飯高のほうに例えば、リバーサイド茶倉であるとか、16番の飯南振興局であるとか17番の飯高振興局のほうに、拠点の施設からそこに運ぶという風な計画をもっておりましてですね、いったんはクラギ文化ホールと嬉野ふるさと会館で国からのプッシュ支援を受けるといった計画となっております。以上です。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

わかりました。ありがとうございました。

(会長)

ほかよろしいでしょうか。ご意見がないようですので、質疑を終了いたしましてお諮りをいたします。松阪市受援計画はこのとおり承認ということでご異議ございませんか。異議なしということで、ございますので現在の通り承認し決定とさせていただきます。続きまして、事項書4の令和4年度松阪防災の日について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは令和4年度松阪防災の日について申し上げます。お手元の資料8をご覧ください。

昨年度の本会議でご承認いただきました松阪防災の日でございますが令和4年度は10月第4日曜日の10月23日を松阪防災の日、そしてこの日を含む23日から29日土曜日までを松阪防災週間として防災訓練の実施をはじめ、啓発事業を予定しております。

以上簡単ではございますが令和4年度松阪防災の日についての説明を終わらせていただきます。

(会長)

すみません、先ほど言い忘れましたが、ここからは報告事項でございます。この件に関しましてはよろしいですね。それでは、続いて事項5松阪市津波避難施設整備事業について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

手元の資料9、松阪市津波避難施設整備事業について、それから前の方にもスライド映しています、どちらか見やすいほうで確認のをお願いします。

始めに、この津波避難タワーの建設にいたるまでの経緯ですが、まず平成30年1月に津波避難基本方針を策定いたしました。そこで津波避難困難地域の抽出また道路狭あい地域の抽出を行いました。津波避難困難地域に該当したのが五主町、高須町、松名瀬町、ちょうど地図の赤くなっているところが津波避難困難地域、それから道路狭あい地域といたしまして獺師町それから町平尾町を抽出させていただいております。

翌年ですね、平成31年3月に津波避難計画を策定いたしました。ここでは津波避難困難地域への対応を明確にいたしました。五主町、松名瀬、近隣に津波一時避難ビルなどが、高い建物が無いということから津波避難タワー、津波避難施設を整備することを決めました。高須町については松阪浄化センターを津波一時避難ビルに指定いたしまして津波避難困難地域の解消となりました。

続きまして、松阪市津波避難タワーの位置図ですけれども、地図上北側にある五主町なんですけれども、他ですね海岸堤防から西側へ約700mのところをただいま建設中でございます。松名瀬町は海岸堤防から南へ約150mほどのところに建設中、現在はほぼ完成を迎えている状態でございます。

続きまして、津波避難施設整備のスケジュールということで令和2年度から用地取得が始まりまして実施計画造成工事、それから令和3年度建築工事の入札、造成工事完了、建築工事で松名瀬の避難タワーに関しましてはこの3月、もうすぐ完成です。五主町に関しては5月に完成予定です。このようなスケジュールで進めてまいりました。

次に、松名瀬津波避難タワーの概要となります。構造としては鉄筋コンクリート造、2階建てとなっ

ております。収容人数、細かい数字は割愛させていただきますが、避難想定人数が 161 人というかたちで、これをもとに建設設計を進めさせていただいています。それから主な設備ということで備蓄倉庫や簡易トイレなどを入れさせていただく予定です。

今月 27 日には西黒部地区当該地域の方を対象に見学会を予定しております。建設中、令和 3 年 8 月頃から地面の掘削等、それから鉄筋にコンクリートを流しながらできあがってきまして、こんな形で工事を進めてまいりました。9 ページを見てください。ほぼ完成した状態の写真、2 月末の写真ですけども、こんな形の津波避難タワーとなっております。昼間の姿と夜間の姿という形で撮影をしてまいりました。

続いて、内部です。階段部分に関しては滑り止め、点字ブロックをつけさせていただいております。写真②に関してはガラス窓、写真④に関しては備蓄倉庫とかトイレスペースを確保しています。

続いて、五主津波避難タワーについてです。同じく鉄筋コンクリートの造りとなっております。こちらのほうは 3 階建て、避難スペースが 2 箇所となっており、避難想定人数が 786 人ということで、2 階と 3 階部分に分かれて避難していただけます。

次は建設中の写真になりますが、こんなかたちで、杭打ちのほうから始まって、組み上げて、3 月 1 日撮影で、ここから現在もう少し進んでいるのですが、5 月完成を目指して建築中でございます。以上、簡単ではございますが津波避難施設整備事業の報告を終わらせていただきます。

(会長)

事業に関してご質問あればお受けいたしますが如何ですか。よろしいですか。質問がないようですので、続きまして事項 6 松阪市高潮ハザードマップについて事務局より説明をお願いします。

(事務局)

高潮ハザードマップデータ作成業務ということで、お手元の資料 10 と 10-1 をご覧ください。前の画面の方にも 10-1 を表示させていただいております。見やすいほうでご確認いただければと思います。

令和 2 年 8 月に三重県の高潮浸水想定区域図が公表されました。それをもとに松阪市版の高潮ハザードマップ、避難所等を落とし込んだものが資料 10-1 でございます。高潮の想定に関しては資料 10 に書かせていただいておりますが、台風といたしまして中心気圧 910hpa、室戸台風相当という想定となっております。また、台風の大きさの方は半径 75km、これが伊勢湾台風相当、また、台風の移動速度は時速 73km、これも伊勢湾台風相当、一定の速度で三重県を横断していくというような想定となっております。

また、主要な河川は計画規模の洪水が同時に発生し、堤防が決壊するという想定になっています。また、水没等により排水機能が停止という想定になっています。こちらをもとにしたものが資料 10-1 になってきます。これを今月中に市のホームページに掲載を予定しております。

また、令和 4 年度に三重県より高潮特別警戒水位の指定が予定されています。そちらのほうが発表されましたらホームページの方も更新を考えていきたいと思っております。簡単ではありますが、高潮ハザードマップの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(会長)

それでは、高潮ハザードマップに関して何か質問がございましたら挙手をお願いします。よろしいですか。それでは続きまして事項 7 その他男女共同参画の推進について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

男女共同参画の推進についてですが、例年防災会議の委員選出については各団体の皆様にご依頼をさせていただき、選出をしていただいております。皆様にはご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、内閣府では女性の視線に立った防災・復興の取り組みを促進させるため令和2年に防災女子の会が結成され、令和3年5月に防災女子の会から提言がまとめられ、国ではこの提言を受け防災基本計画を修正し防災会議に占める女性の割合を高めるよう取り組むことや、避難所における性暴力やDVの発生を防止することが新たに盛り込まれました。

また、6月には内閣府の特命担当大臣より女性が防災の意思決定過程や現場に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いに十分配慮された災害対応が行われることが必要であり、避難生活における女性の安全・安心の確保、男女のニーズの違いへの配慮、防災会議委員への女性登用、被災者支援などの災害対応への女性の参画等の大臣メッセージが発信されております。

市といたしましても、防災会議への女性登用率の向上につきましては貴重なことと認識しており、ご参加いただく皆様には女性委員の選出についてこれまでもご検討いただいているところではございますが、再度ご検討いただきますよう、お願い申し上げます。以上、その他男女共同参画の推進について説明を終わります。ありがとうございます。

(会長)

はい。ただいまの説明についてご質問等あれば、よろしいですか。それでは質問も無いようでございますので以上で皆様のご協力で、本日の議事がすべて終了させていただきました。最後に全体を通して先生よりご意見ございましたらお願いします。

(アドバイザー)

お疲れ様でした。まとめる前に報告があったなかで2点補足します。一つは高潮ハザードマップです。これはご覧いただいてよくお分かりだと思いますけど、南海トラフの津波よりやや広いエリアが塗られているものであります。もちろん前提条件としましては計画規模の洪水が発生して、伊勢湾台風級の高潮が発生するのが前提です。これを市役所として公開するにあたって、県がひっそりと公開しているのですが、本来は。公開するにあたってたぶん市民の皆さんがふつふつと沸く疑問は、だからどうしろということですよ。市役所はこれを公表して市としてどうするのという質問があると思いますが、それにはちゃんと答えられるようにしておいたほうがいいかなと思います。

おそらく、対応として、気象庁は高潮警報、並びに高潮特別警報をどういう状況でだすかを決めていると。特別警報については、事前に市町にお達しがありますので、リードタイムを取ろうという意味です。水位の設定も県でやられるということですが、市としては高潮の警報、特別警報に対応してのハザードマップをどう活用するかということはある程度準備はしておかないとだめだろうなと思います。

市として公開するにあたっては、県が公開するまで県が態度を決めていないので知らんっていう態度はあり得るんですけど、市として公開するからには、どう使うかが大切だと思います。

宿題を出したようですみません。

それから、女性参画、これはすごい問題で、ただ、現場ですね、特に地域だとかそれぞれの組織の中ではおそらく10年前、20年前よりずっと女性が活躍されていると思います。

ただ、残念ながら防災会議であるとか、そういうところに女性の数が増えないっていうのはちょっとねじれているかなと思います。とって答えを持っているわけではないんですけど。

この間あった桑名市の防災会議でも同じ意見が出まして、なぜ女性を増やしてくれとっているのに

増えないんだと市長が詰め寄っていましたが、できるだけ一丸となって女性をここにちゃんと来ていただけるような目標を立てて取り組んでもらってもいいかなと思います。それが最後の報告に対するコメントであります。

それから少し、防災に関して申し上げます。今年度推定ですけども神戸市の市民の内、阪神淡路大震災を知らない人が半数を超えたと推定されています。それから、日本全体で2011年以降に生まれた人、これが1100万人を超えたという風に思います。人口の1割がああ震災を知らない、神戸で言ったら半分が知らない、リアルにね。これは仕方がないことですけども、我々がやらなければならないことは、あれだけの震災をきっちり次の世代に語り継ぎ、教育していくことが我々に課せられた課題です。

知らない人がいると意識が下がるのは当たり前で、そこを市として語り継ぐ義務があるんだと思います。市内の学校では震災のことをちゃんと教えようという目標があれば個人的には思っています。

我々は被災地の方からこういう言葉をいただきました。「皆様方は未災地だ」つまり、まだ災害を受けていないだけでいずれ受けるんだよね。だから被災地である我々の教訓をできる限り生かしてほしい。未災地としての責務がこういう防災計画、あるいは市の目標として、もちろん今は災害時の人的被害ゼロを目標に掲げていますが、具体的なプランがあったらいいなと思います。

それから最後に、防災計画は法定計画ですから形式上書かなければならないから書くというのはある程度仕方がないのですが、本日の議論の途中で出てきました、業務継続計画いわゆるBCP、これが実は一番重要なんです。10年前までは防災計画があればいいんでしょという態度だったのが東北の地震で防災計画が役に立たなかったんですね。つまり、みんな公務員ですから縦割りになっていて、自分の仕事だけやればいいと思っているわけです。でも、それができないわけですね。その時に何が必要かという「お前とこの仕事止めて、俺とこの仕事だけやるぞ。」というようなBCPが必要なわけで、それで松阪市にもBCPを整備していただけてきたわけです。

このBCPはですね、激甚災害が起きるまで役に立たないんですが、これを訓練等でブラッシュアップしてBCPをグレードアップすると、つまり、災害が大きければ大きいほどできることが少ないわけですから、ひとつはね、優先度の見直しとかいわゆるBCP本体の見直しに加えて、やはり減災計画といいますが、できることを増やすための事業として位置付けていく。

たとえば、津波避難タワーもそうですね。これだけ今お金をかけてやっておけば、BCP上できることが増える、あるいは死者がこれだけ減らせるというような進捗管理を是非やっていくことが求められるんだろうと思っています。

最後に、先ほど桑名市の話もしましたが、私がメンバーに入っている防災会議、ほとんど実施されていません。書面開催。この年度末にあるのは松阪市と来週玉城であるのでその2つだけなんです。リアルで私が出席できるのは、何が言いたいかという、やっぱこういうの大切です。オンラインと書面でやるとたぶんいい意見が出にくかったりみんなで雰囲気共有できないので、松阪市におかれましては2年連続コロナ禍にも関わらず頑張って開催されたことは大変良かったかなと思っています。年1回、こういう会議で関係機関の皆さんが顔を合わせたり名刺交換することこそが松阪市の防災力をあげることに繋がると思っていますので是非頑張って開催していただければと思います。

以上が私のコメントです。どうも皆さんありがとうございました。

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは事務局より何か連絡はございませんか。

(事務局)

特にございませぬ。

(会長)

それでは最後です。会場の皆様方から全体を通して、松阪市防災計画や防災政策その他ご意見を伺いたいと思ひますが、いかがですか。無いようでございますので、本日は長時間にわたり熱心なご審議、そして様々なご意見をいただきましてありがとうございます。今後とも委員の皆様方におかれましては防災会議をはじめ、防災行政並びに市政全般にご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。座長の職を降りさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和3年度松阪市国民保護協議会及び松阪市防災会議を閉会させていただきます。

お帰りの際は、お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。